平成２６年（フ）第４７号
名古屋市中村区大秋町４丁目71番地　平野ビル10号
債務者　大澤　恵子
1　決定年月日時　平成26年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第４号
長崎県長崎市入船町20番８号　尾上アパート202号
債務者　竹川　貞宗
1　決定年月日時　平成26年２月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月４日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２７１号
茨城県古河市大和田2157番地４
債務者　山中　広市
1　決定年月日時　平成26年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第３００号
茨城県桜川市真壁町亀熊985番地２
債務者　小林　栄子
1　決定年月日時　平成26年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第３０３号
茨城県結城市大字結城10567番地33
債務者　齋藤　晴美
1　決定年月日時　平成26年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第３０５号
茨城県常総市新石下3977番地１　サンフラワー203号、前住所茨城県常総市鴻野山1443番地４　コスモスハイムＢ棟204
債務者　針替　克也
1　決定年月日時　平成26年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第３号
茨城県古河市原町４番12号　エージェックス古河203号
債務者　三上　博美
1　決定年月日時　平成26年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第７号
茨城県筑西市二木成1259番地14　サンシティハイツＡ101
債務者　関口　清一
1　決定年月日時　平成26年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第９号
茨城県古河市下辺見2747番地　秋山ハイツ103号
債務者　大槻　一雄
1　決定年月日時　平成26年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第１３号
茨城県猿島郡五霞町元栗橋7246－１、住民票上の住所茨城県猿島郡五霞町大字小福田736番地
債務者　岡野　寿宏
1　決定年月日時　平成26年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第１４号
茨城県下妻市下妻戊471番地１
債務者　大山　祐子
1　決定年月日時　平成26年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第２号
千葉県南房総市白浜町根本1839番地
債務者　森　　百恵
1　決定年月日時　平成26年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２５年（フ）第３９８号
山梨県甲府市後屋町653番地　６―178
債務者　河村　照子
1　決定年月日時　平成26年２月５日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第４０１号
山梨県甲斐市中下条1114番地　水上アパート
債務者　宮川　トミ
1　決定年月日時　平成26年２月５日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第５号
山梨県甲府市徳行４丁目６番31号　１階
債務者　奥石　信一
1　決定年月日時　平成26年２月５日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第９４号
岐阜県可児市土田2637番地１　ＫＹＢ株式会社第二厚生社宅Ａ―304、前住所名古屋市港区木場町９番地の24　真栄マンション木場町Ａ棟902号
債務者　内田　織衣（旧姓神谷）
1　決定年月日時　平成26年２月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２５年（フ）第１３４号
滋賀県東近江市鈴町213番地１
債務者　朝久野敏夫
1　決定年月日時　平成26年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
大津地方裁判所彦根支部